

平成20年11月30日

関係者様 各位

更生会社 山崎建設株式会社
管財人 井 窪 保 彦

会社更生手続開始決定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、当社の会社更生手続開始の申立により、皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、再度お詫び申し上げます。

さて、当社は、本日午後5時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けましたので、お知らせいたします。去る10月30日の会社更生手続開始の申立(平成20年(ミ)第13号)以来、保全管理人団及び全従業員は、関係者の皆様方のご協力を得ながら、工事の再開、営業活動の継続に全力で取り組んでまいりました。その結果、本日、東京地方裁判所より会社更生手続開始の決定をいただき、同時に、保全管理人であった当職が、引き続き更生管財人に選任されました。

関係各位にご迷惑とご心配をおかけしたにもかかわらず、会社更生手続開始決定を受けられましたことは、ひとえに皆様のご理解とご支援の賜物と感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後は更生管財人として、信用の回復と経営体制の再構築を計るべく、この会社更生手続開始の決定を会社再建の第一歩としてスタートいたします。再建に向けて従業員共々全力を挙げ取り組む決意でございますので、従前以上のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具